

令和3年度

市川市ドッグラン会員登録申請要領

本市のドッグランは会員登録をした利用者による自主管理方式で運営しています。

本市のドッグランを利用する場合は、市川市ドッグラン利用規定（以下「利用規定」という。）をご理解のうえ、会員登録をして市川市ドッグラン会員登録証（以下「会員証」という。）の交付を受けてください。

なお、ご利用前に利用手順マニュアルをご一読下さいますようお願いいたします。市川市ドッグランの利用者による自主管理にご協力をお願いします。

《ドッグランの自主管理方式とは》

厳しい財政状況の中でドッグラン運営事業は、利用者が犬を飼っている人に限定されることや公民館等の施設と比べ利用者が少ないこと等から、市の負担を最小限にする自主管理方式が望ましいと考えられます。

自主管理方式とは、会員登録した利用者が利用規定に基づき、相互の安全を確保しながら、施設の施錠、施設内の草刈、清掃等、施設の管理を行う方式です。

《利用にあたっての注意点》

愛犬を気持ち良く遊ばせるために・・・

- 「利用規定」を遵守してください。
- ドッグラン場内の草刈および清掃等は会員が協力して行ってください。
- 草刈や清掃に要する道具（かま、軍手、ゴミ袋等）は会員が用意してください。
- ゴミ等は必ずお持ち帰りください。
- 事故、トラブル等に関して、市では一切の責任を負いません。

1 会員の資格

飼い主	<p>①市川市に住民登録をしている方。</p> <p>②本施設の維持及び管理運営（草刈、清掃等）に協力できる方。</p> <p>③利用規定を十分理解し、遵守できる方。</p> <p>④市川市に畜犬登録している犬の飼い主。 ※18歳未満の場合は同一世帯内の18歳以上の家族を会員とする。</p> <p>⑤狂犬病予防法及び千葉県動物の愛護及び管理に関する条例など関係法規を遵守していること。</p>
犬	<p>①市川市に畜犬登録していること。</p> <p>②申請日の1年以内に狂犬病予防注射をし、狂犬病予防注射済票の交付を受けていること。</p> <p>③申請日の1年以内に5種以上の伝染病予防混合ワクチンを受け、接種済証明書等の提示が出来ること。 ※闘犬目的の犬やその類の犬種、日常的に噛み癖がある犬は登録対象外です。</p>

2 登録方法について

(1) 会員登録（単年度ごとの申請となります。）

- 登録料は無料です。
- 利用規定を遵守することを誓約できる場合のみ会員登録申請ができます。
- 会員有効期間は毎年4月1日から翌年3月27日です。

< 会員登録時に必要なもの >

- ①市川市ドッグラン会員登録申請書兼誓約書（様式第1号）
※鑑札番号、注射済票番号は必ず記入してください。
- ②1年以内の5種混合ワクチン接種証明書（写し）
- ③犬の全体写真（カラー）1枚
※大きさはL判（89mm×127mm）程度
※不鮮明な場合は再提出をお願いすることがあります。

※必要書類がそろわない場合は会員証の発行ができません。

(2) 申請書の配布場所

- 市川市役所生活環境保全課（市川市役所第2庁舎） ○行徳支所総務課 ○大柏出張所
- 市川市ホームページよりダウンロード可

(3) 申請書等の提出先

- 市川市役所 生活環境保全課（市川市役所第2庁舎） ○行徳支所総務課 ○大柏出張所
- ※電話、FAXでの申請は受付いたしません。
- ※即日交付は、生活環境保全課のみとなります。

(4) 犬の追加

会員登録はドッグランを利用する犬1頭ごとに必要です。2頭目の犬を飼い始めたなど、ドッグランを利用する犬が増えた場合は、1頭目と同様に登録申請をお願いします。

(5) 登録内容の変更

住所等が変更になった場合は、登録内容変更届（様式第3号）による届け出が必要です。

(6) 退会

転出等により本施設を利用しなくなった場合は、退会届（様式第4号）を提出し会員証を返還してください。

3 施設について

場所	塩浜ドッグラン(塩浜3-25塩浜第2公園内) 二俣ドッグラン(休止中)
設備内容	①フリーゾーン ②小型犬ゾーン
開場日	毎年4月1日から翌年3月27日まで 但し、年末年始（市役所閉庁日）及び本施設、関連施設の清掃・点検等を行う際は、休場とする。
利用時間	午前9時から午後5時 但し、6月～9月は、午後7時まで利用
利用料	無料

4 利用手順

(1) 入場

門扉は、常に施錠しています。ダイヤル式のチェーンロックを外し、入場後、会員以外の方が入場しないよう必ず施錠してください。

(2) 受付簿に記入

本施設内の受付簿に会員番号、入場時間をご記入ください。

(3) 会員証の提示

会員証は、常に他の利用者から見えるよう（首に提げる等）にしてください。

(4) 畜犬の入場

いきなりリードを離さず、最初はリードをつけたまま入場し、施設の雰囲気に慣れてからリードを外してください。

(5) 畜犬の監視

施設内では、常に犬から目を離さず、他の犬や利用者の迷惑にならないようにしてください。

(6) 受付簿に記入

退場の際に受付簿に退出時間をご記入ください。

(7) 退場

退場する時は、ダイヤル式のチェーンロックを外し開錠し、退場後に必ず施錠してください。

5 会員登録の取消

会員の皆様に、ドッグランを安全で快適にご利用いただくため、利用規定に禁止事項を設けています。利用規定を遵守できない場合は、登録の取消し、または利用停止とすることがあります。

(市川市ドッグラン利用規定 26 (会員登録の取消) 参照)

6 その他

(1) 本施設内は、自らの責任において利用してください。

施設内で発生した、事故・怪我、その他会員同士のトラブルに市は一切の責任を負いません。ただし市へは必ずご報告ください。

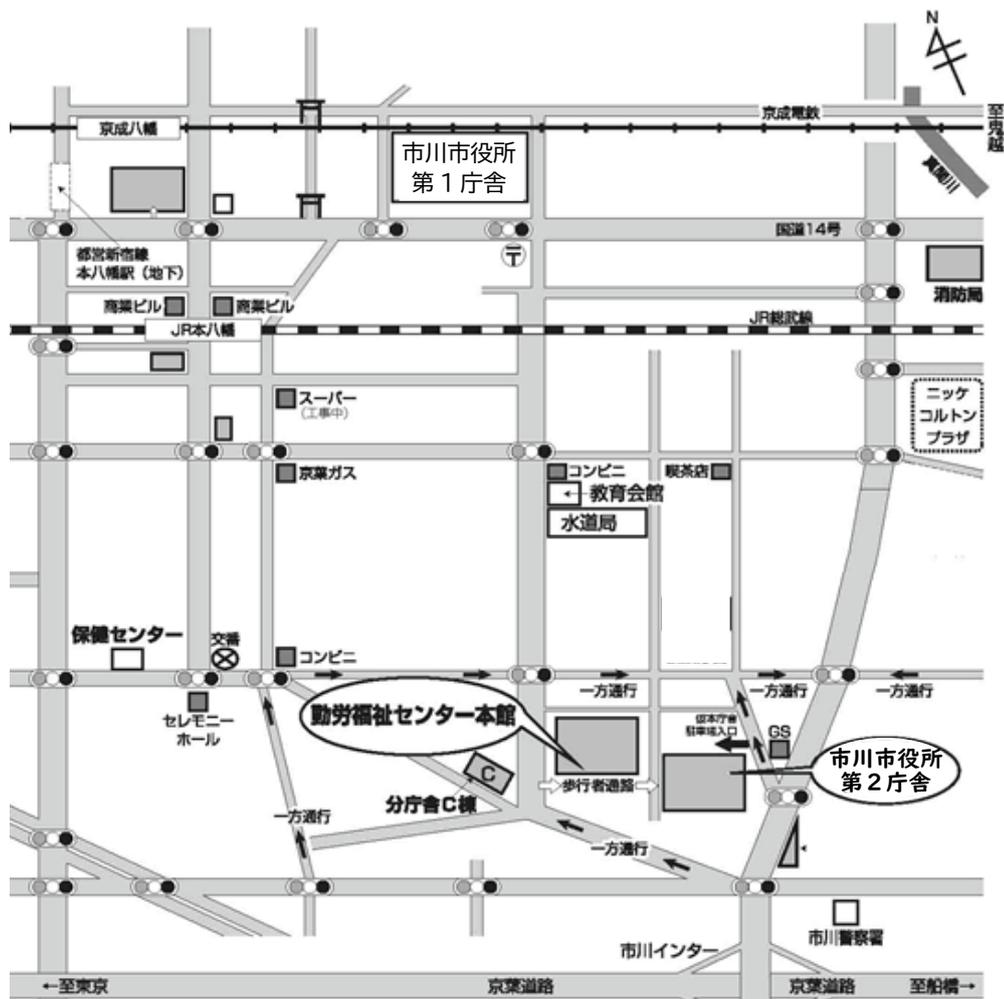
(2) 噛傷事故には、十分注意してください。

飼い犬が人を噛んだ場合は、飼い主が市川健康福祉センター（市川保健所）に届け出てください。

※市川健康福祉センター 市川市南八幡4-18-8 Tel.047-377-1103

(3) ごみや糞は、必ずお持ち帰りください。

(4) 二俣ドッグランは現在、休止中です。



＜問い合わせ先＞

市川市 生活環境保全課 管理グループ (市川市役所 第2庁舎 3階)

〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号

電話 047-712-6309 (直通) 047-334-1111 (代表)